

昭和三十三年総理府令第十四号

水質調査作業規程準則

国土調査法第三条第二項の規定に基き、水質調査作業規程準則を次のように定める。

目次

- 第一章 総則（第一条―第八条）
 第二章 現地作業（第九条―第十七条）
 第三章 室内分析作業（第十八条―第二十条）
 第四章 整理作業（第二十一条―第二十三条）
 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第二条第一項各号の規定による水調査のうち、水質に関する調査（以下「水質調査」という。）の作業規程の準則は、この省令の定めるところによる。

（調査単位区域）

第二条 水質調査は、水基本調査作業規程準則（昭和二十八年総理府令第三十五号。以下「水基本調査準則」という。）第一条の規定による水調査の基準の設定のための調査を行った区域内において行うものとする。

（調査の内容）

第三条 水質調査においては、水基本調査準則第二十九条の規定により決定した位置において水質に関する調査を行い、その結果を地図及び簿冊に作成するものとする。

（水質調査の作業）

第四条 水質調査の作業は、現地作業、室内分析作業及び整理作業とする。

（現地作業）

第五条 現地作業とは、第三条に規定する位置において水質に関する観測及び採水を行うとともに、採取した水（以下「試水」という。）について室内分析作業のために必要な処理を行う作業をいう。

（室内分析作業）

第六条 室内分析作業とは、現地において採取した試水につき、室内において理化学的分析及び試験を行う作業をいう。

（整理作業）

第七条 整理作業とは、現地作業及び室内分析作業の結果を基礎として、水質表、水質平均値表、項目別水質分布図及び水質説明書を作成する作業をいう。

（精度の保持）

第八条 調査を行う者及び調査を監督する者は、常に各種の方法によつて検査を行い、調査が良好な精度を保つて行われるように留意しなければならない。

第二章 現地作業

（調査地点の表示）

第九条 水質調査にあつては、水基本調査準則第二十九条の規定により決定した位置に標くいを設置し、調査地点としての表示を行うものとする。

2 標くいの形状は、別表第一に定めるところによる。

（現地作業における観測）

第十条 現地作業における観測は、次の各号に掲げる項目について行うものとする。

- 一 外観及び味、におい
- 二 天候
- 三 気温
- 四 水温

- 五 pH（ピーエツチ）
- 六 電導度又は比抵抗
- 七 濁度
- 八 溶存酸素ガス

2 前項第八号の観測は、国土交通大臣の定める基準に従つて省略することができる。

3 湖沼及び貯水池においては、透明度の観測をあわせて行うものとする。

4 観測の内容及び方法は、別表第二に定めるところによる。

5 観測に使用する主要な試薬及び標準溶液の作成の方法は、別表第四に定めるところによる。

6 観測の結果の表示の方法は、別表第五に定めるところによる。

（採水回数基準）

第十一条 調査にあつては、各調査地点につき原則として毎月一回以上採水し、二箇年から三箇年の間継続して実施するものとする。

（採水の方法）

第十二条 河川又は水路にあつては、調査地点において、流心部と思われる場所を選び、その場所において採水を行うものとする。

2 湖沼及び貯水池にあつては、成層状態を調査し、成層の状況に応じて、層別の採水を行うものとする。

3 地下水にあつては、つとめて新鮮な状態にして採水を行うものとする。

（採水の量）

第十三条 採水の量は、第十九条第一項第一号から第二十一号までの項目について分析を行うときは、おおむね二・五リットルとし、二リットル程度のビン及び〇・五リットル程度のポリエチレン製のビン（以下「試水ビン」という。）にわけて採水するを原則とし、第十九条第一項第二十二号から第二十五号までの項目については、それぞれ必要な量を採水するものとする。

（採水上の注意）

第十四条 採水に用いる器具及び試水ビンは、清浄なものを用いなければならない。

2 試水ビンには、採水後、直ちに採水場所、日時等を記載した標識を添付しなければならない。

3 試水は、必要がある場合は、各項目につきそれぞれ適当な処理を行わなければならない。

（試水の運搬）

第十五条 試水ビンは、運搬にあたり破損等の事故を防ぐため、木のわくを作るなどの処置を講じて、すみやかに分析及び試験を行う場所に運搬するものとする。

（野帳の記載）

第十六条 現地作業を行うにあつては、そのつど、観測日時、現地における観測状況その他必要な事項を野帳に記載するものとする。

2 野帳の様式は、国土交通大臣が定める。

（再調査）

第十七条 現地作業は、その日ごとにその結果を整理確認し、必要がある場合は、再調査を行わなければならない。

第三章 室内分析作業

（試水の管理）

第十八条 分析及び試験を行う場所に運搬された試水ビンには、直ちに整理番号、採水の場所及び日時並びに採水時の気温、水温等を記載した標識を新たに添付するものとする。

2 試水の管理にあつては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

一 直射日光をさけること。

二 なるべく冷暗所に清潔に保管すること。ただし、凍結しないようにすること。

3 試水は、原則として分析及び試験の終了後も作業が適正に行われたことを確認するまで保存するものとする。

(試水の分析及び試験)
第十九条 室内分析作業における分析及び試験は、試水について次の各号に掲げる項目につき、なるべくすみやかに行うものとする。

- 一 pH(ピーエッチ)
 - 二 R pH(アールピーエッチ)
 - 三 全蒸発残留物
 - 四 溶解性蒸発残留物
 - 五 懸濁物
 - 六 ナトリウムイオン
 - 七 カリウムイオン
 - 八 EDTA 硬度
 - 九 カルシウムイオン
 - 十 マグネシウムイオン
 - 十一 塩素イオン
 - 十二 硫酸イオン
 - 十三 アルカリ度 (pH四・三アルカリ度(プロムクレゾールグリーンアルカリ度)及びpH八・四アルカリ度(フェノールフタレインアルカリ度))
 - 十四 酸度 (pH四・三酸度(プロムクレゾールグリーン酸度)及びpH八・四酸度(フェノールフタレイン酸度))
 - 十五 ケイ酸(比色ケイ酸)
 - 十六 鉄(酸可溶性鉄)
 - 十七 リン(可溶性リン)
 - 十八 亜硝酸イオン
 - 十九 硝酸イオン
 - 二十 アンモニウムイオン
 - 二十一 化学的酸素消費量(過マンガン酸カリウム法)
 - 二十二 生物化学的酸素消費量(BOD)
 - 二十三 バクテリア類
 - 二十四 プランクトン
 - 二十五 その他水質の特性を明らかにするため必要な項目
- 2 前項の項目は、国土交通大臣の定める基準に従つてその一部を省略することができる。
- 3 分析及び試験の方法は、別表第三に定めるところによる。ただし、別表第三に定める方法が適用できない場合においては、その理由を明らかにして他の方法によることができる。
- 4 分析及び試験に使用する主要な試薬及び標準溶液の作成の方法は、別表第四に定めるところによる。
- 5 分析及び試験の結果の表示の方法は、別表第五に定めるところによる。
- (作業記録)
第二十条 分析及び試験の作業を行うにあつては、作業記録を作成するものとする。
- 第四章 整理作業**
第二十一条 (水質表及び水質平均値表)
 水質表は、現地作業及び室内分析作業の結果に基づいて、各調査地点ごとに作成するものとする。
- 2 水質平均値表は、前項の水質表に基づいて、各調査地点ごとの平均値を求めて作成するものとする。
- 3 水質表の様式は、別表第六、水質平均値表の様式は、別表第七に定めるところによる。
- (項目別水質分布図)
第二十二条 項目別水質分布図(以下「分布図」という。)は、水質平均値表に記載された平均値を濃度によつて区分し、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第二十七条第二項の規定によ

り国土交通大臣の刊行した二十万分の一の地勢図を基礎として、調査単位区域の特性に応じくとも二種以上の項目について作成し、水質の分布状況を明らかにするものとする。

2 前項の濃度区分及び分布図の様式は、別表第八に定めるところによる。

(水質説明書)
第二十三条 水質説明書は、別表第九に定めるところに従い、水質の特性について記載するものとする。

附則
 この府令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四九年六月二六日総理府令第三九号)
 この府令は、公布の日から施行する。

附則 (平成元年三月一七日総理府令第二二号)
 この府令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二年八月二四日総理府令第一〇三号)
 この府令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附則 (令和元年五月七日国土交通省令第一号)
 この省令は、公布の日から施行する。

別表第一 (略)

別表第二

項目	試薬	器具	方法
1 外觀 味及びにおい			(1) 水色は、天然状態における水の色を肉眼によつて観察する。 (2) 試水の色は、無色透明容器で水の色を肉眼によつて観察する。
(1) 水の色			(3) 液の色は、無色透明容器で上澄の透明な液の色を肉眼によつて観察する。
ロ 試水の懸濁			(4) 懸濁物、沈殿物については、無色透明容器で肉眼によつて観察する。
イ 水性状			(5) 味及びにおいについては、必要と認めるとき行う。
ロ 色量			(6) 水色以外の項目については、採水時及び採水後8ないし24時間経過したときの2回観察するものとする。
イ 物質			
ロ 色量			
(4) 味			
(5) におい			
2 気温		棒状水銀温度採水場所 で日光の直射を避ける等の注意をして測定す 計(0.5又る)。	

8 素ガス 8 溶存酸	7 透明度	I I 透過 光法	I I 白陶土 法	5 濁度 濁度標準溶液	I I 電氣 的方法 (ガ ラス電極法)	4 pH 比色法	3 水温	1 棒状水銀 温度計 (0・ 5又は0・2 度目盛のも の) 2 エクマン 転倒温度計 3 電氣抵抗 温度計 上記のうちい ずれか。	は0・2度目 盛のもの)	温度計を水中にじゆうぶん長くひたし、温度平衡に至らしめてから測定する。棒状水銀温度計にあつては、水銀柱は水中にあるようにして測定する。
硫酸マンガン(1) (MnSO4) (容量 100 ml 前後)	直径 30 cm の白色円板	濁度計	暗箱 比色管	電導度標準溶液	ガラス電極による pH 測定器	pH 指示薬 BCG (ブロムクレソールグリーン) BTB (ブロムチモールブルー) PR (フェノールレッド) その他適宜	比色による pH 測定器 (比色管を用いたもの) いるもの)	採水時、試水中のガスの出入を小さくするように注意して、すみやかに試水 5 ml を比色管にとり、pH 指示薬を加え、その色を標準色 (pH 0・2 おきに区分したものと比べる。ただし、試水の pH が 2 種の pH 指示薬の測定範囲にある時は両者を共に用いる。	採水場所において電極部を水中にひたして測定する。この場合、水温をあわせて測定するものとする。なお、電極恒数は調査の開始前及び終了後において検定しなければならぬ。また電導度は、18℃電導度に換算する。この場合の換算係数は、附図の図表によつて求める。	
ヨウ化カリウム (KI) 水酸	0 ml としたものを	ヨウ化カリ	硫酸マンガン(1) (MnSO4) (容量 100 ml 前後)	電導度計	ガラス電極による pH 測定器	pH 指示薬 BCG (ブロムクレソールグリーン) BTB (ブロムチモールブルー) PR (フェノールレッド) その他適宜	比色による pH 測定器 (比色管を用いたもの) いるもの)	採水時、試水中のガスの出入を小さくするように注意して、すみやかに試水 5 ml を比色管にとり、pH 指示薬を加え、その色を標準色 (pH 0・2 おきに区分したものと比べる。ただし、試水の pH が 2 種の pH 指示薬の測定範囲にある時は両者を共に用いる。	採水場所において電極部を水中にひたして測定する。この場合、水温をあわせて測定するものとする。なお、電極恒数は調査の開始前及び終了後において検定しなければならぬ。また電導度は、18℃電導度に換算する。この場合の換算係数は、附図の図表によつて求める。	

4 溶解性蒸発残留物	3 全蒸発残留物	2 R p H	1 p H	項目 別表第三	試薬 別表第二 pH の項に準ずる。	器具 別表第二 pH の項に準ずる。	操作の要点 別表第二 pH の項に準ずる。
ヨウ化カリウム (KI) の固体	規定ヨウ素酸カリウム (KIO3) 標準溶液						
ヨウ化カリウム (KI) の固体	規定ヨウ素酸カリウム (KIO3) 標準溶液						
ヨウ化カリウム (KI) の固体	規定ヨウ素酸カリウム (KIO3) 標準溶液						
ヨウ化カリウム (KI) の固体	規定ヨウ素酸カリウム (KIO3) 標準溶液						
ヨウ化カリウム (KI) の固体	規定ヨウ素酸カリウム (KIO3) 標準溶液						
ヨウ化カリウム (KI) の固体	規定ヨウ素酸カリウム (KIO3) 標準溶液						
ヨウ化カリウム (KI) の固体	規定ヨウ素酸カリウム (KIO3) 標準溶液						
ヨウ化カリウム (KI) の固体	規定ヨウ素酸カリウム (KIO3) 標準溶液						
ヨウ化カリウム (KI) の固体	規定ヨウ素酸カリウム (KIO3) 標準溶液						
ヨウ化カリウム (KI) の固体	規定ヨウ素酸カリウム (KIO3) 標準溶液						

<p>重量法 I I I I V 比</p>	<p>(1) 1 規定塩酸 (HCl) (2) 塩化バリウム (BaCl₂·2H₂O) 10% 溶液</p>	<p>として 0.0200 規定塩化マグネシウム溶液で逆滴定する。</p>
<p>色法 I V 比</p>	<p>(1) クロム酸バリウム (BaCrO₄) 酢酸 (CH₃COOH) 懸濁液 (2) ジフェニルカルバジツド (C₁₃H₁₄N₄O) アルコール溶液 (3) アンモニウム性カルシウム溶液 (4) 無水エチルアルコール (C₂H₅OH) (5) 6 規定塩酸 (6) 硫酸イオン比色標準溶液</p>	<p>デユボ遠心沈殿管に試水 5 ml をとり、約 1 分間振盪して、その後、アンモニウム性カルシウム溶液 0.5 ml 及びエチルアルコール 5 ml を加え、約 1 分間振盪し、冷水中に 5 分間放置し、次に遠心分離して、その上澄液をガラスフィルターで過す。口液にジフェニルカルバジツドアルコール溶液 1 ml と 6 規定塩酸 0.7 ml を加えて、同様に処理した標準溶液の発色と 5 分間後に比較する。この場合、硫酸イオンが 20 mg/l 以上存在するときは、ジフェニルカルバジツドを加えないでクロム酸イオンの黄色を比色する。</p>
<p>アルカリ度 1 3 リ 3 アルカリ度 P H 4</p>	<p>(1) 0.0200 規定硫酸 (H₂SO₄) 滴定液 (1) ブロムクレゾールグリーン (BCG) 指示薬</p>	<p>試水 50 ml をとり、BCG を指示薬とし、pH 4.3 を終点として 0.0200 規定硫酸で滴定する。</p>
<p>リ 4 アルカリ度 P H 8</p>	<p>(1) 0.0200 規定硫酸 (H₂SO₄) 滴定液 (2) フェノールフタレイン (PP) 指示薬</p>	<p>試水 50 ml をとり、フェノールフタレインを指示薬とし、pH 8.4 を終点として 0.0200 規定硫酸で滴定する。</p>
<p>3 酸度 P H 4</p>	<p>(1) 0.0200 規定水酸化ナトリウム (NaOH) 滴定液 (2) BCG 指示薬</p>	<p>試水 50 ml をとり、BCG を指示薬とし、pH 4.3 を終点として 0.0200 規定水酸化ナトリウム溶液で滴定する。</p>
<p>4 酸度 P H 8</p>	<p>(1) 0.0200 規定水酸化ナトリウム (NaOH) 滴定液 (2) フェノールフタレイン (PP) 指示薬</p>	<p>試水 50 ml をとり、フェノールフタレインを指示薬とし、pH 8.4 を終点として 0.0200 規定水酸化ナトリウム溶液で滴定する。</p>
<p>1 5 ケイ酸 (比色ケイ酸)</p>	<p>(1) モリブデン酸アンモニウム (NH₄)₂MoO₄ 20% 溶液 (2) 0.03・7H₂O) 10% 溶液 (3) 塩酸 (HCl) (1+3) (4) クロム酸カリウム (K₂CrO₄) 代用比色標準溶液 (5) ケイ酸 (SiO₂) 比色標準溶液</p>	<p>デユボ試水 20 ml にモリブデン酸アンモニウム 10% 溶液 1 ml と塩酸 1 ml を加え、その発色を同様に処理したケイ酸比色標準溶液又はケイ酸ナトリウム比色標準溶液あるいはクロム酸カリウム代用比色標準溶液の発色と比較する。</p>
<p>1 6 鉄 (酸可溶性鉄)</p>	<p>(1) 塩酸 (HCl) (1+1) (2) オルソフェナンスロリン (C₁₂H₈N₂·H₂O) 0.1% 溶液 (3) 塩酸ヒドロキシルアミン 10% 溶液 (4) 酢酸ナトリウム・酢酸緩衝溶液 (5) 鉄比色標準溶液</p>	<p>デユボ試水 50 ml に塩酸 5 ml を加え、5 分間煮沸し、放冷後、塩酸ヒドロキシルアミン 10% 溶液 1 ml、次に酢酸ナトリウム・酢酸緩衝溶液 5 ml を加え、その発色を同様に処理した鉄比色標準溶液の発色と比較する。</p>
<p>1 7 リン (可溶性リン)</p>	<p>(1) モリブデン酸アンモニウム・硫酸混液 (2) 塩化第一スズ (SnCl₂·2H₂O) 0.5% 溶液 (3) リン比色標準溶液</p>	<p>デユボ試水 20 ml にモリブデン酸アンモニウム・硫酸混液 0.4 ml、塩化第一スズ溶液 1 滴を加え、その発色を同様に処理したリン比色標準溶液の発色と比較する。</p>
<p>1 8 亜硝酸イオン</p>	<p>(1) グリンスロミン試薬 (2) 亜硝酸比色標準溶液</p>	<p>デユボ試水 20 ml にグリンスロミン試薬 0.2 g を加え、その発色を、同様に処理した亜硝酸比色標準溶液の発色と比較する。</p>

<p>19 硝 酸イオン I ジブ エニル ア ミン法</p>	<p>(1) ジブエニルアミン (C6H5)・硫酸溶液 (2) 塩化ナトリウム飽和溶液 (3) 硝酸イオン比色標準溶液</p> <p>デユボ試水1mlに1滴の飽和食塩水を加え、さらにジブエニルアミン溶液4mlを加えて冷却し、同様に処理した標準溶液の色と1時間後に比較する。なお、亜硝酸イオンがあるときは、それを分解してから比色する。</p>
<p>I I フ エノール ジスルホ ン酸法</p>	<p>(1) フェノールジスルホン酸 (C6H3OH)(SO3H)2 (2) 硫酸銀 (Ag2SO4) 溶液 (3) 12規定水酸化カリウム (KOH) 溶液 (4) 水酸化アルミニウム (Al(OH)3) (5) 0.100規定硫酸 (6) 過酸化水素 (H2O2) 水 (約28%) (7) 硫酸イオン比色標準溶液</p> <p>デユボ試水50mlを磁製ガラにとり、水浴上で蒸発乾固し、フェノールジスルホン酸硫酸溶液2mlを加えてかくはん後、蒸留水10mlを加え、さらに水酸化カリウム溶液2ないし5mlを加えて、その発色を同様に処理した標準溶液の色と比較する。この場合、多量の塩素イオン、亜硝酸イオンが存在するときは、前処理を行わなければならない。</p>
<p>I I I アニリン 法</p>	<p>(1) 酢酸アニリン溶液 (2) αナフチルアミン溶液 (C10H7NH2) (3) 粉末亜鉛 (Zn) (4) 酢酸ナトリウム (CH3COONa) (5) 塩酸・酢酸混液 (6) 硝酸イオン比色標準溶液</p> <p>同上</p> <p>試水30mlに酢酸アニリン溶液2mlを加え、煮沸寸前まで加熱し、直ちに15℃以下に冷却し、酢酸ナトリウム1g、粉末亜鉛2gを加えてよく振とうする。10分間放置した後口過し、ロ液に塩酸・酢酸混液2mlを加え、5ないし6分間放置して、次にαナフチルアミン溶液1mlを加え、同様に処理した標準溶液の色と30分間後に比較する。</p>
<p>20 ア ンモニウ ムイオン</p>	<p>(1) ネスラー試薬 (2) 酒石酸カリウムナトリウム溶液 (ロツシエル塩 (C4H4O6KNa・4H2O) 50gを蒸留水100mlに溶かし、上記のもの) (3) アンモニウム比色標準溶液 (4) 代用比色標準溶液</p> <p>ネスラー試薬0.5mlを加え、その発色を同様に処理した比色標準溶液又は代用比色標準溶液の色と比較する。</p>
<p>21 化 学的酸素 消費量溶 液 (過マンガ ン酸カリウ ム法)</p>	<p>(1) 0.0100規定過マンガン酸カリウム (KMnO4) 溶液 (2) 0.0100規定シュウ酸カリウム (C2H2O4・2H2O) 溶液</p> <p>試水50mlに硫酸5ml、0.0100規定過マンガン酸カリウム溶液10mlを加え、煮沸水中に15分間保つ。次に0.0100規定シュウ酸10mlを加え、0.0100規定過マンガン酸カリウム溶液で滴定する。</p>

<p>22 生 物化学的 酸素消費 量</p>	<p>(3) 硫酸 (H2SO4) (1+)</p> <p>(1) 希釈水 (2) 酒石酸カリウムナトリウム溶液 (3) メチレンブルー0.1% 溶液 (メチレンブルー0.1gを蒸留水に溶かして100mlとしたもの) (4) 流動パラフィン (5) 硫酸第一鉄アンモニウム溶液</p> <p>フランシス試水及び希釈水の溶解酸素ガスを定量し、これらを20℃で5日間貯蔵した後の残存酸素ガスを定量し、5日間における酸素消費量を計算する。</p>
<p>23 ク テリア 類</p>	<p>パ 普通寒天培地</p> <p>パトリ試水1mlに普通寒天培地約1.5mlを混和し、35℃ないし37℃で2時間ないし26時間培養する。</p>
<p>24 群 大腸菌 群</p>	<p>(1) 乳糖ブイヨン培地 (2) BGLB培地 (3) EMB平板培地</p> <p>発酵管試水10mlずつ5本、各希釈剤を培養し、推定パトリ試験、確定試験及び完全試験を行って最確数を求めらる。</p> <p>沈殿管試水1mlをビーカーにとり、中性ホルマリン1mlを加え、かくはん静置してプランクトンを沈殿させ、これを沈殿管に移して24時間静置後、その容量を沈殿管の目盛によつて測定する。</p>
<p>25 注 目</p>	<p>その適宜の方法によつて実施してさしつかえない。ただし、方法を水質表の記事欄に明示する他の項のこと。</p> <p>○印を付した項目は、口過した試水 (東洋口紙5Cに相当するもので口過) を用いる。 器具は特記すべきもののみを示す。 調査にあたり特に重要視する項目は、さらに精密な方法によること。 懸濁物は、特に透明な水の場合は省略することができる。</p>
<p>別表 第四</p> <p>区分 1 電 導度</p>	<p>溶液の作り方 溶液名 電 (1) 0.3728gの塩化カリウムを炭酸ガスを含まない蒸留水に溶かして100規定500mlとする。 塩化カリウム (KCl) 標準溶液 5745 分子重量</p>

D T A E	4	3	2	1	0	0	0
硬度 マイオン 標準	(1) 0.5000 規定カルシウム 標準	(1) 0.1000 規定ヨウ素 カリウム 標準	濁度標準溶液	(1) 0.625g のヨウ素酸水素 カリウムを蒸留水 に溶かして500ml とする。	(2) 0.1000 規定ヨウ素酸 カリウム標準溶液 を10倍及び100 倍にうすめる。	規定塩化カリウム 標準	(2) 0.1000 規定塩化カリウム 標準溶液を10倍 及び100倍にうす める。
0.5000	2.502gの炭酸カルシウム (CaCO ₃)を酸性にして蒸留水 に溶かし500mlとする。	1.783gのヨウ素酸カリウムを蒸留水に溶かして500mlとす る。	特定の白陶土1gを蒸留水1lに懸濁し、これを10倍にうすめる。	1.625gのヨウ素酸水素カリウムを蒸留水に溶かして500ml とする。	1000規定塩化カリウム標準溶液を10倍及び100倍にうすめ る。	白陶土は	1000規定塩化カリウム標準溶液を10倍及び100倍にうすめ る。
0.1000	3分子量	1分子量	約5gのチオ硫酸ナトリウムを蒸留水に溶かして1lとする。この濃 度は0.1000規定ヨウ素酸水素カリウム標準溶液又はヨウ素酸カリ ウム標準溶液で定める。	KH(I O ₃) ₂	KH(I O ₃) ₂	105℃	1000規定塩化カリウム標準溶液を10倍及び100倍にうすめ る。
0.090	1当量	6当量	5H ₂ O	95	389	約3時	1000規定塩化カリウム標準溶液を10倍及び100倍にうすめ る。
0.1000	1分子量	1分子量	0.02規定塩化マグネシウム 標準溶液	1000規定	1000規定	乾燥放	1000規定塩化カリウム標準溶液を10倍及び100倍にうすめ る。
0.1000	2.43mg/l	1.000規定液を10倍にうすめる。	0.02規定塩化マグネシウム 標準溶液	1000規定	1000規定	冷後、2	1000規定塩化カリウム標準溶液を10倍及び100倍にうすめ る。
0.1000	1.69gの塩化ナトリウムを蒸留水に溶かして1lとする。	1.000規定液を10倍にうすめる。	0.02規定塩化マグネシウム 標準溶液	1000規定	1000規定	0メツ	1000規定塩化カリウム標準溶液を10倍及び100倍にうすめ る。
0.1000	1.69gの塩化ナトリウムを蒸留水に溶かして1lとする。	1.000規定液を10倍にうすめる。	0.02規定塩化マグネシウム 標準溶液	1000規定	1000規定	シユのフ	1000規定塩化カリウム標準溶液を10倍及び100倍にうすめ る。
0.1000	1.69gの塩化ナトリウムを蒸留水に溶かして1lとする。	1.000規定液を10倍にうすめる。	0.02規定塩化マグネシウム 標準溶液	1000規定	1000規定	ルイでふ	1000規定塩化カリウム標準溶液を10倍及び100倍にうすめ る。
0.1000	1.69gの塩化ナトリウムを蒸留水に溶かして1lとする。	1.000規定液を10倍にうすめる。	0.02規定塩化マグネシウム 標準溶液	1000規定	1000規定	のを用い	1000規定塩化カリウム標準溶液を10倍及び100倍にうすめ る。
0.1000	1.69gの塩化ナトリウムを蒸留水に溶かして1lとする。	1.000規定液を10倍にうすめる。	0.02規定塩化マグネシウム 標準溶液	1000規定	1000規定	間乾燥放	1000規定塩化カリウム標準溶液を10倍及び100倍にうすめ る。
0.1000	1.69gの塩化ナトリウムを蒸留水に溶かして1lとする。	1.000規定液を10倍にうすめる。	0.02規定塩化マグネシウム 標準溶液	1000規定	1000規定	冷後、2	1000規定塩化カリウム標準溶液を10倍及び100倍にうすめ る。
0.1000	1.69gの塩化ナトリウムを蒸留水に溶かして1lとする。	1.000規定液を10倍にうすめる。	0.02規定塩化マグネシウム 標準溶液	1000規定	1000規定	0メツ	1000規定塩化カリウム標準溶液を10倍及び100倍にうすめ る。
0.1000	1.69gの塩化ナトリウムを蒸留水に溶かして1lとする。	1.000規定液を10倍にうすめる。	0.02規定塩化マグネシウム 標準溶液	1000規定	1000規定	シユのフ	1000規定塩化カリウム標準溶液を10倍及び100倍にうすめ る。
0.1000	1.69gの塩化ナトリウムを蒸留水に溶かして1lとする。	1.000規定液を10倍にうすめる。	0.02規定塩化マグネシウム 標準溶液	1000規定	1000規定	ルイでふ	1000規定塩化カリウム標準溶液を10倍及び100倍にうすめ る。
0.1000	1.69gの塩化ナトリウムを蒸留水に溶かして1lとする。	1.000規定液を10倍にうすめる。	0.02規定塩化マグネシウム 標準溶液	1000規定	1000規定	のを用い	1000規定塩化カリウム標準溶液を10倍及び100倍にうすめ る。
0.1000	1.69gの塩化ナトリウムを蒸留水に溶かして1lとする。	1.000規定液を10倍にうすめる。	0.02規定塩化マグネシウム 標準溶液	1000規定	1000規定	間乾燥放	1000規定塩化カリウム標準溶液を10倍及び100倍にうすめ る。

ウ ム 法	18 希積 貯蔵溶液A 10 m l、貯蔵溶液B 1. 25 m lをとり、これにあらか じめ、ばく気して放置してある蒸留水を加えて1 lとする。 貯蔵溶液A (3. 0 gの純無水塩化カルシウム(CaCl ₂)、3. 0 gの硫酸マグネシウム(MgSO ₄ ·7H ₂ O)、1 m lの1%塩 化鉄(FeCl ₃ ·6H ₂ O)溶液を 蒸留水に溶かして1 lとした もの。)	19 普通寒天培 普通ブイオン1 lに寒天25ないし30 gを加え、加熱溶解し、pH 6. 4ないし 7. 0に修正して清澄にする。	19 リア類 普通ブイオン1 lに乳糖を0. 5%の割合に加えた後、培地1 lに対して 約975 m lとし、pH7. 4に修正する。次にブリアントグリ ーン溶液(0. 1%) 13. 3 m lを加え全量を1 lとし、発酵管 に分注減菌する。(pH7. 1~7. 4)	19 一般細菌 19 腸菌群	20 中性ホルマ リン 1 gの酸化マグネシウム(MgO)を500 m lの局方ホルマリンに 溶かし上澄液あるいは口過液をとる。	20 プラ ク ト ン	注 使用する薬品は、原則としてJIS特級以上のものとする。
-------------	---	---	--	-------------------------	--	-------------------------	-------------------------------

別表第五 第一部 表示の方法		項目(記号)	表示の方法
(1)	外観、味及びにおい	イ 水色 適宜	
(1)	水の色	ロ 試水の色 適宜	
(2)	懸濁物	ハ 液の色 適宜	
(2)	懸濁物	イ 性状 適宜	
(2)	懸濁物	ロ 色 適宜	
(2)	懸濁物	ハ 量 大、小、ほとんどなし	
(3)	沈殿物	イ 質 適宜	
(3)	沈殿物	ロ 色 適宜	
(3)	沈殿物	ハ 量 大、小、ほとんどなし	
(4)	味	適宜	
(5)	におい	適宜	
2	天候	晴、曇、雨、雪等	
3	気温(Ta)	単位は℃とし、0. 1℃位まで記す。	
4	水温(Tw)	単位は℃とし、0. 1℃位まで記す。	
5	pH	0. 1位まで記し、使用した試薬又は器械を併記する。	
6	RpH	pHに同じ。なお、測定時の水温を付記する。	
7	電導度(Σ)	単位は10 ⁻⁴ m h o / c m とし、有効数字は2けた又は3けたと する。	
	比抵抗(σw)	比抵抗の単位は10 ³ Ω · c mとし、有効数字は2けた又は3けたと する。	
8	濁度(Tub)	有効数字は2けたで、1位以下は切捨てる。この1単位は白陶土を基 準とする濁度1度に相当する。	
9	透明度(Trp)	単位はmとし、0. 1 m位まで記す。	
10	溶存酸素ガス(DO)	単位は(O ₂ m g / l) 0. 01 m g位まで記す。	
11	全蒸発残留物(T-R)	単位はm g / lとし、1 m g位まで記す。 (酸素飽和度(表示はO ₂ %) 0. 1位まで記す。併用)	
12	溶解性蒸発残留物(S-R)	単位はm g / lとし、1 m g位まで記す。	
13	懸濁物(Susp)	単位はm g / lとし、1 m g位まで記す。	
14	ナトリウムイオン(Na ⁺)	単位はm g / l及びm e / lを併記する。有効数字は2けた又は3け たとする。	
15	カリウムイオン(K ⁺)	単位はm g / l及びm e / lを併記する。有効数字は2けた又は3け たとする。	
16	カルシウムイオン(Ca ²⁺)	単位はm g / l及びm e / lを併記する。有効数字は2けた又は3け たとする。	
17	マグネシウムイオン(Mg ²⁺)	単位はm g / l及びm e / lを併記する。有効数字は2けた又は3け たとする。	
18	EDTA硬度(Hd)	単位はm e / l及びC a C O ₃ m g / lを併記する。有効数字は2け た又は3けたとする。	
19	塩素イオン(Cl ⁻)	単位はm g / l及びm e / lを併記する。有効数字は2けた又は3け たとする。	

